

政治資金監査の質の向上について

～令和５年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした
登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について～

1. 個別の指導・助言の実施等

令和４年度第２回政治資金適正化委員会（令和４年１０月４日開催）において、令和４年分以降の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象として、個別の指導・助言の取組を継続して実施することが決定されたことを踏まえ、令和５年分の収支報告書（定期分）において、令和６年１２月２０日（金）までに都道府県選管等に報告の協力を依頼。

令和７年２月以降、対象となる登録政治資金監査人に対して個別に指導・助言文書を送付するとともに、フォローアップ研修の受講を呼びかけることとする。

なお、個別の指導・助言文書が対象となる登録政治資金監査人の手元に確実に届くように、当該監査人のもとに個別の指導・助言文書が到達した後に、当該文書を受領した旨を当委員会に連絡する手続を追加する。

2. 個別の指導・助言の可否等

（１）確認項目に関するもの

全て個別の指導・助言の対象とする。

（２）確認項目以外に関するもの

委員会において個別に対応を判断する。その結果、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるもの等について、個別の指導・助言の対象とする。

例えば、都道府県選管の最初の受付時において、収支報告書と領収書等の写しとで金額の不整合があったという報告を受けた場合には、原則として個別の指導・助言の対象とする。

3. 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

取組の結果については、これまでと同様、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、委員会ホームページでの周知に加え、次のような方法により関係者に対して周知を図ることとする。

（１）登録政治資金監査人に対する周知

登録時研修を修了した全ての登録政治資金監査人に対する取組結果等の周知文書の送付。

(2) 関係士業団体に対する周知

会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼。

(3) 都道府県選管に対する情報提供等

各都道府県選管から報告された登録政治資金監査人が個別の指導・助言の対象となったか否かについて、報告をした各都道府県選管に情報提供を行う。

また、個別の指導・助言の対象とした全ての事例等について、登録政治資金監査人の氏名、国会議員関係政治団体名等の情報を伏せた上で、報告の有無に関わらず全ての都道府県選管に情報提供。

(4) フォローアップ研修における対応

主な事例について、令和7年度のフォローアップ研修テキストで取り上げ、研修参加者に重点的に説明。